



2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社マーベラス
代 表 者 代表取締役社長 照井 慎一
(コード: 7844 東証プライム)
問合せ先 取締役 管理部門管掌
野口 千博
E-mail ir@marv.jp

差金決済型自社株価先渡取引契約の締結に関するお知らせ

当社は、本日（2026 年 7 月 31 日）開催の取締役会において、株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」といいます。）との間で、差金決済型自社株価先渡取引に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしました。つきましては、その背景及び取引概要について下記のとおりお知らせいたします（以下、本契約に基づき行われる一連の取引を「本件取引」といいます。）

なお、当社は本日、自己株式の取得に係る事項についても別途公表しております。本件取引は、当該自己株式の取得とあわせて実施する一連の資本政策の一環として位置づけられるものです。

記

1. 本契約採用の背景及び目的

当社は、本日付で公表しております「主要株主の異動に伴う資本業務提携の解消、一部プロジェクトの中止、社外取締役の辞任、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、Image Frame Investment (HK) Limited（以下「Image Frame Investment」といいます。）により当社株式売却の意向表明を受けました。当社としては、当該株式が短期間に市場へ放出された場合には、一時的に当社株式の需給バランスが崩れ、適正な株価形成を妨げる可能性があると考えております。そのため、当社は、Image Frame Investment による売却ニーズに対応しつつ、当社株式の需給バランス及び既存株主の利益に配慮した手法について、検討を進めてまいりました。

当社は、Image Frame Investment が保有する当社株式の売却手法について、当社による自己株式取得、市場内での売却、ブロックトレード、立会外取引、第三者への譲渡その他複数の方法を検討いたしました。

しかしながら、市場内での売却については、売却規模や市場環境によっては短期的な需給悪化を招く可能性があります。一方で、当社が当該株式の全部を自己株式として取得する場合には、当社の手元流動性、財務健全性、今後の成長投資余力及び資本効率への影響を慎重に考慮し、最適な方法ではないと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、当社株式の需給バランス、既存株主への影響並びに当社の財務状況及び今後の資本政策上の柔軟性を総合的に勘案いたしました。その結果、別途、本日で公表しております「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」のとおり、当社による自己株式の一部取得と併せて、差金決済型自社株価先渡取引を活用するスキーム（以下「本スキーム」といいます。）が最も適切であると判断いたしました。

本スキームにおいては、SBI 証券が Image Frame Investment より当社株式を取得し、当該株式を一時的に保有する期間中のヘッジとして、当社との間で差金決済型自社株価先渡取引契約を締結いたします。これにより、当社株式が短期間に市場へ放出されることによる需給バランスへの影響を抑制しつつ、売却株主にとって売却機会を提供することが可能になるものと考えております。

自己株式の取得により、当社が財務上合理的と判断する範囲において株主還元及び資本効率の向上を図る一方、本契約を併用することで、当社の財務バランス及び手元流動性を適切に維持しながら、Image Frame Investment の売却ニーズに対応することが可能となります。

当社は、これらの施策を組み合わせることにより、当社の財務健全性を確保しつつ、当社株式の適正な価格形成、需給バランスの安定、及び既存株主を含む株主利益の向上に資するものと判断し、本契約の締結に至りました。

2. 本契約の概要

「差金決済型自社株価先渡取引」とは、当初の契約締結時点の当社普通株式の時価に基づいた「先渡価格」を予め設定し、将来の契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく「終了時基準価格」（以下に定義します。）と当該先渡価格との差額を現金決済する取引で、以下の効果をもたらす取引です。終了時基準価格とは、本件取引の一部又は全部が解約される場合には期限前解約時基準価格（下記表中第(14)項にて定義します。）をいい、本件取引が満期清算される場合には満期時基準価格（下記表中第(17)項にて定義します。）をいいます。

終了時基準価格>先渡価格 ― 当社の差金受取り（株価上昇メリット）

終了時基準価格<先渡価格 ― 当社の差金支払い（株価下落リスク）

なお、本契約の履行によって、当社自らが自己株式を取得するものではありません。

また、本件取引によりＳＢＩ証券が取得する当社普通株式の所有権、議決権及び処分権はＳＢＩ証券に帰属しますが、資本業務提携を企図したものではありません。

本契約は、下記表中第(4)項に記載される対象株式数を上限に、その一部又は全部について、当社とＳＢＩ証券との間で締結される差金決済型自社株価先渡取引です。本契約に基づき、本日以降、原則として2026年8月3日までの間に、ＳＢＩ証券は、Image Frame Investmentより対象株式数の範囲内で当社普通株式の買付けを行います。かかる買付けはＳＢＩ証券の裁量により行われるため、ＳＢＩ証券が必ずしも対象株式数の上限まで買付けを行うとは限りません。

本契約の概要は、以下のとおりです。

(1)	取引開始日	2026年7月31日
(2)	取引の種類	株式先渡取引（差金決済）
(3)	対象株式	当社普通株式
(4)	当初対象株式数	最大 4,736,300 株（2026年3月31日時点の当社総株主の議決権数の7.79%相当） なお、本契約の締結にあたっては、当社が対象株式に関する金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を含む、公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合、本件普通株式の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態を認識していないことが前提となる。
(5)	ＳＢＩ証券による対象株式の買付可能期間	2026年7月31日～2026年8月3日
(6)	ＳＢＩ証券による対象株式の取得方法	立会外終値取引（ToSTNeT-1）による取得
(7)	先渡期間	2028年7月31日を満期日とする期間
(8)	先渡価格	下記第(9)項に記載する取引基準価格の107%に相当する金額（1円未満端数切り上げ）。ただし、対象株式について株式分割、株式併合、株式無償割当てその他対象株式の理論価格に変動を及ぼす事象（時価による新株式発行等は含まれない。以下「株式分割等」という。）が生じた場合には、これらの事象を考慮して合理的に調整される。
(9)	取引基準価格	ＳＢＩ証券による当初対象株式の取得に係る買付価格の加重平均値
(10)	先渡購入者	当社
(11)	先渡売却者	ＳＢＩ証券
(12)	期限前解約条項	当社は、満期日より前の日であっても、ＳＢＩ証券に5営業日以上的事前の通知を行うことにより、当該通知で定められた日を期限前解約基準日として、

		対象株式の全部又は一部を対象として（かかる期限前解約の対象となる対象株式を「期限前解約対象株式」という。）、本件取引を解約することができる。当社は、期限前解約を行った場合、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の定める規則に従って、ＳＢＩ証券が合理的に満足する内容で、期限前解約について公表を行う。 なお、当社が期限前解約の通知を行う際には、当社及びＳＢＩ証券が対象株式に関する金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める重要事実又は同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を含む、公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合、本件普通株式の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態を認識していないことが前提となる。 ＳＢＩ証券は、当該解約通知を受領した場合、期限前解約対象株式について、①売却を行い、当該売却価格を基準として清算を行うか（以下、かかる清算方式を「売却清算方式(期限前)」という。）、又は②期限前解約通知を受領した日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値を基準として清算を行うか（以下、かかる清算方式を「時価清算方式(期限前)」という。）を選択し、その結果について、当該解約通知を受領した日から 2 営業日以内に通知する。
(13)	期限前解約清算	期限前解約が行われた場合、以下の条件に従って期限前解約清算を行う。 なお、ＳＢＩ証券が売却清算方式(期限前)を選択した場合、ＳＢＩ証券は、上記第(12)項に記載した売却清算方式(期限前)又は時価清算方式(期限前)の選択の結果に係る通知を発信した日の翌営業日から 3 ヶ月以内に期限前解約対象株式と同数の対象株式を売却する（ただし、売却手法・売却時期等、売却の具体的な方法はＳＢＩ証券の裁量によって決定され、また、売却することにより法令等に違反するおそれがある場合や、社会通念上不当な結果を招く合理的な可能性がある場合には、売却そのものを行わないことができる。）。 ① 清算日 (i) ＳＢＩ証券が売却清算方式(期限前)を選択した場合 ＳＢＩ証券が期限前解約対象株式の売却を完了した日の 5 営業日後の日又は上記第(12)項に記載した売却清算方式(期限前)又は時価清算方式(期限前)の選択の結果に係る通知を発信した日の翌営業日の 3 ヶ月後の日の 5 営業日後のいずれか早く到来する日（ただし、3 ヶ月以内に売却が完了しなかった場合は、期限前解約対象株式数は、ＳＢＩ証券が売却完了できた株数となる。）。 (ii) ＳＢＩ証券が時価清算方式(期限前)を選択した場合 期限前解約基準日の 5 営業日後の日。 ② 清算金額 期限前解約時基準価格が先渡価格を上回る場合： 下記第(14)項に記載する期限前解約時基準価格から先渡価格を差引いた金額に、期限前解約対象株式数を乗じた金額に 0.80 を乗じた金額 期限前解約時基準価格が先渡価格以下の場合： 先渡金額から下記第(14)項に記載する期限前解約時基準価格を差引いた金額に、期限前解約対象株式数を乗じた金額 ③ 清算金額の支払い 期限前解約時基準価格が先渡価格を上回る場合：当社はＳＢＩ証券から清算金額を受取る。 期限前解約時基準価格が先渡価格以下の場合：当社がＳＢＩ証券に清算金額を支払う。 ④ 支払い方法 清算日に、相手方の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。
(14)	期限前解約時基準価格	(i) ＳＢＩ証券が売却清算方式(期限前)を選択した場合 期限前売却株式 1 株当たりの売却価格の加重平均値の 1 円未満の端数を切り

		上げた金額 なお、当該売却後に株式分割等がなされた場合は、これらの事象を考慮して合理的に価格を調整する。 (ii) S B I 証券が時価清算方式(期限前)を選択した場合 期限前解約基準日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値
(15)	期限前解約条項に基づく期限前解約に伴うペナルティ・コスト(損害金)	なし
(16)	満期清算	以下の条件に従って満期清算を行う。 なお、S B I 証券は、満期日までに期限前解約の対象となっていない対象株式(以下「残存対象株式」という。)について、①売却を行い、当該売却価格を基準として清算を行うか(以下、かかる清算方式を「売却清算方式(満期)」という。)、又は②満期日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値を基準として清算を行うか(以下、かかる清算方式を「時価清算方式(満期)」という。)を選択し、満期日から2営業日以内にかかる選択の結果を当社に通知する。 S B I 証券が売却清算方式(満期)を選択した場合、S B I 証券は、満期日の2営業日後の日から3ヶ月以内に残存対象株式を売却する(ただし、売却手法・売却時期等、売却の具体的な方法はS B I 証券の裁量によって決定され、また、売却することにより法令等に違反するおそれがある場合や、社会通念上不当な結果を招く合理的な可能性がある場合には、売却そのものを行わないことができる。))。 ① 清算日 (i) S B I 証券が売却清算方式(満期)を選択した場合 S B I 証券が残存対象株式の売却を完了した日の5営業日後の日又は満期日の2営業日後の日の3ヶ月後の日の5営業日後の日のいずれか早く到来する日(ただし満期日の3ヶ月後の日までに売却が完了しなかった場合は、当該時点で売却が完了した残存対象株式のみを清算の対象として一旦清算を行い、売却が完了していない株式が存在する場合は当社が別途清算日を設定し、本項と同様の方式により清算を行うものとする。))。 (ii) S B I 証券が時価清算方式(満期)を選択した場合 満期日の5営業日後の日 ② 清算金額 満期時基準価格が先渡価格を上回る場合： 下記第(17)項に記載する満期時基準価格から先渡価格を差引いた金額に、満期清算対象株式数を乗じた金額に0.80を乗じた金額 満期時基準価格が先渡価格以下の場合： 先渡価格から下記第(17)項に記載する満期時基準価格を差引いた金額に、満期清算対象株式数を乗じた金額 ③ 清算金額の支払い 満期時基準価格が先渡価格を上回る場合：当社はS B I 証券から清算金額を受取る。 満期時基準価格が先渡価格以下の場合：当社がS B I 証券に清算金額を支払う。 ④ 支払い方法 清算日に、相手方の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。
(17)	満期時基準価格	(i) S B I 証券が売却清算方式(満期)を選択した場合 満期売却株式1株当たりの売却価格の加重平均値の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。 なお、当該売却後に株式分割等がなされた場合は、これらの事象を考慮し

		て合理的に価格を調整する。 (ii) SBI証券が時価清算方式(満期)を選択した場合 満期日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値。
(18)	当初申込証拠金	本件取引について、当社はSBI証券に対して、当初対象株式数に本契約締結日の前営業日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値を乗じた金額の30%（1円未満端数切り上げ）を申込証拠金として差し入れる。 なお、SBI証券による実際の対象株式の取得にかかった代金総額の30%に相当する金額が、上記により差し入れられた金額を100万円以上上回る場合、当社は、かかる差額分を追加で金銭を差し入れる。
(19)	申込証拠金の期中調整	① 清算日までの各月15日（休日の場合は前営業日。以下同じ。）及び各月の最後の取引日において、当該取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が、先渡価格の80%を下回った場合 以下の算式に従って計算される額又は別途当事者間で合意した金額を、当社は追加の申込証拠金として、上記翌営業日から起算して5営業日以内に、SBI証券に差し入れる。 $\text{追加の申込証拠金} = \text{取得株式数} \times \text{本契約締結日の前営業日の東京証券取引所における本件普通株式の普通取引の終値} \times 20\%$ また、追加した申込証拠金は、清算日までの間における各月15日又は末日を最終日とするいずれかの5連続取引日におけるいずれの取引日においても、東京証券取引所における本件普通株式の終値が先渡価格の100%を上回った場合、上記5連続取引日の最終取引日の翌営業日から起算して5営業日以内に、当社に返還される（ただし、本①第1段落記載の80%の基準に該当したことにより追加の差入れがなされている場合に限る。）。 ② 清算日までの間における各月15日又は末日において、当該取引日の東京証券取引所における本件普通株式の終値が、先渡価格の50%を下回った場合 当社は追加の申込証拠金として、申込証拠金として差し入れられている金額の合計額が当該時点における残存対象株式数に先渡価格を乗じた金額と等しくなるために必要な金額と同額の金銭を、上記取引日の翌営業日から起算して5営業日以内に、SBI証券に差し入れる。 また、追加した申込証拠金は、清算日までの間における各月15日又は末日を最終日とするいずれかの5連続取引日におけるいずれの取引日においても、東京証券取引所における本件普通株式の終値が先渡価格の80%を上回った場合、先渡売却者は、本号に基づき差し入れられた金銭と同額の金銭を、上記5連続取引日の最終取引日の翌営業日から起算して5営業日以内に、先渡購入者に返還する（ただし、本②第1段落記載の50%の基準に該当したことにより追加の差入れがなされている場合に限る。）。

（会計上の取扱い）

会計上の取扱いについては、ヘッジ会計は適用されず、四半期決算ごとに時価評価いたします。すなわち、各四半期末における当社普通株式の時価が前四半期末における時価（当初四半期においては先渡価格）を上回った場合は、「営業外収益」を計上いたします。

一方で、各四半期末における当社普通株式の時価が前四半期末における時価（当初四半期においては先渡価格）を下回った場合は「営業外費用」を計上いたします。いずれの場合においても、満期終了、又は解約をされない限りは評価損益であり、キャッシュ・フローは発生しません。

3. 本件取引の終了

本件取引は、本契約の満了又は期限前解約によって終了となりますが、機動的に一部を解約することが可能です。ＳＢＩ証券は本契約の一部又は全部の終了後、本株式取得により取得した対象株式の売却を行うことが想定されます。売却手法に関しては、ＳＢＩ証券が市場環境、当社普通株式の売買金額等の諸条件を勘案し、その時点で需給バランスへの影響を抑えることが可能と思われる最善の売却手法を選択する旨、また、現段階において、以下の売却手法を選択する可能性がある旨、ＳＢＩ証券から説明を受けております。

A) 当社が自己株式取得を実施する場合における同取得への応募

B) 市場での株式売却

C) 特定投資家へのブロックトレード

当社としては、今後の財務状況、市場環境や株価・流動性に応じて、本契約の一部解約を活用し、市場の需給バランスへの影響を考慮しながら、自己株式取得等の方法により、ＳＢＩ証券による当社普通株式の売却に対応してまいります。

4. ＳＢＩ証券の概要

(1)	名称	株式会社ＳＢＩ証券
(2)	所在地	東京都港区六本木一丁目６番１号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人
(4)	事業内容	金融商品取引業
(5)	資本金	54,323 百万円（2026 年 3 月 31 日現在）
(6)	設立年月日	1944 年 3 月 30 日
(7)	発行済株式数	3,632,161 株（2026 年 3 月 31 日現在）
(8)	決算期	3 月 31 日
(9)	従業員数	2,320 名（2026 年 3 月 31 日現在）
(10)	主要取引先	－
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	ＳＢＩファイナンシャルサービス株式会社 100% ※上記はＳＢＩホールディングス株式会社の 100%子会社です。
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	ＳＢＩ証券は、2026 年 3 月 31 日現在、当社の普通株式を保有しておりません。 当社はＳＢＩ証券の株式を保有しておりません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(14) 最近３年間の経営成績及び財政状態（連結・単位：百万円。特記しているものを除く。）

決算期	2024 年 3 月期（連結）	2025 年 3 月期（連結）	2026 年 3 月期（連結）
純資産	259,862	255,860	311,437
総資産	6,574,432	7,125,367	8,325,166
1 株当たり純資産(円)	70,099.52	68,940.70	84,613.76
純営業収益	182,752	211,419	242,540
営業利益	68,686	77,128	86,752

経常利益	69, 553	76, 625	90, 458
親会社株主に帰属する当期純利益	47, 381	47, 865	53, 604
1 株当たり当期純利益(円)	13, 340. 34	13, 178. 15	14, 758. 31
1 株当たり配当金(円) (単体)	15, 645. 12	13, 765. 91	—

5. 今後の見通し

「2. 本契約の概要」(会計上の取扱い) の項目に記載のとおり、本契約期間中の各四半期末時点における当社普通株式の時価評価を行うため、本契約にかかる前記評価損益が当社の業績に影響を及ぼすことになります。具体的には、当社普通株式の時価が前四半期末時点の時価（当初四半期においては先渡価格）を

- ・上回った場合＝「営業外収益」（評価益）を計上
- ・下回った場合＝「営業外費用」（評価損）を計上

することとなります。

なお、現段階におきましては、本契約によってもたらされる営業外収益又は営業外費用について、合理的な算出が困難であることから、本件取引の影響は当期の業績予想に反映しておりません。今後開示すべき状況が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以 上